第六十六条の六第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　第一項各号に掲げる内国法人は、財務省令で定めるところにより、当該内国法人に係る添付不要部分対象外国関係会社の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を保存しなければならない。

第六十六条の七第四項第一号中「第六条第三号」を「第六条第一項第三号」に改め、同条第九項中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の十二の七第十一項」に、「第六条第一項」を「第六条第一項第一号」に改め、同条第十項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第十三項各号中「第三章」を「第二章第二節」に改める。

第六十六条の九の二第五項第一号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同条第十一項第一号中「外国関係法人（特定外国関係法人」を「部分対象外国関係法人（当該部分対象外国関係法人のうち、当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの（次項において「添付不要部分対象外国関係法人」という。）」に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係法人

第六十六条の九の二第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　特殊関係株主等である内国法人は、財務省令で定めるところにより、当該内国法人に係る添付不要部分対象外国関係法人の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を保存しなければならない。

第六十六条の九の三第三項第一号中「第六条第三号」を「第六条第一項第三号」に改め、同条第八項中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の十二の七第十一項」に、「第六条第一項」を「第六条第一項第一号」に改め、同条第九項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第十二項各号中「第三章」を「第二章第二節」に改める。

第六十六条の十一第一項第五号中「法人税法第二条第五号に規定する」を削る。

第六十六条の十一の四を削り、第六十六条の十一の五を第六十六条の十一の四とする。

第六十六条の十三の見出しを「（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）」に改め、同条第一項中「第十二項」を「第十三項」に改め、「こと」の下に「又はその取得（購入による取得に限る。）により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなるものであること」を加え、「百億円を超える場合には、百億円」を「次の各号に掲げる当該特定株式の区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該金額」に改め、「特別新事業開拓事業者別」の下に「及び次の各号に掲げる特定株式の種類別」を加え、同項に次の各号を加える。

一　資本金の額の増加に伴う払込みにより交付された特定株式（以下この条において「増資特定株式」という。）　五十億円

二　前号に掲げる特定株式以外の特定株式　二百億円

第六十六条の十三第二項第二号中「一部」の下に「（当該特定株式が増資特定株式でない場合には、当該特定株式の全部）」を加え、同条第六項中「及び第十四項」を「、第十一項及び第十五項」に改め、同条第九項中「及び第十四項」を「、次項及び第十五項」に改め、同条第二十項中「第十項まで又は第十四項」を「第九項まで、第十一項又は第十五項」に、「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「算入された金額」の下に「（増資特定株式に係る部分の金額に限る。）」を加え、「第十項又は第十四項」を「第十一項又は第十五項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第五十五条第一項」の下に「又は第五十六条第一項」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十二項」を「第十三項」に、「第十三項」を「第十四項」に、「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十一項を削り、同条第十項中「前項の」を「第九項の」に改め、同項第一号中「まで」の下に「又は第八号」を、「より当該特定株式」の下に「（増資特定株式に限る。）」を加え、同項第三号中「場合」の下に「（前項に規定する財務省令で定める場合を除く。）」を加え、同項第四号中「より」の下に「当該特定株式（増資特定株式に限る。）を発行した法人が」を加え、同項第五号中「定める金額」の下に「（前項に規定する財務省令で定める場合には、当該合計額）」を加え、同項第八号中「前項」を「前二項」に改め、「より当該特定株式」の下に「（増資特定株式に限る。）」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　当該設定法人が第一号に規定する特定株式（増資特定株式を除く。）を発行した法人の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有しないこととなつた場合（第二号に該当する場合を除く。）その有しないこととなつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額

第六十六条の十三第十項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　次の各号に掲げる特別勘定の金額については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一　第一項の特別勘定に係る増資特定株式のうちその取得の日から三年（令和四年三月三十一日以前に取得をした特定株式にあつては、五年）を経過した特定株式として政令で定めるものに係る特別勘定の金額　第二項から第九項まで及び前項の規定

二　第一項の特別勘定に係る特定株式（増資特定株式を除く。）のうちその取得の日から五年を経過した特定株式として政令で定めるものに係る特別勘定の金額　第九項の規定

第六十六条の十三第九項の次に次の一項を加える。

10　第一項の特別勘定を設けている法人（以下この項において「設定法人」という。）の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定株式（増資特定株式を除く。）に係る特別勘定の金額のうちに当該特定株式の取得の日から起算して五年を経過した日を含む当該特定株式を発行した法人の法人税法第十三条第一項に規定する会計期間の末日が到来したもの（以下この項において「五年経過特別勘定の金額」という。）がある場合（当該末日を含む当該設定法人の事業年度以前の各事業年度について、当該特定株式を発行した法人の事業の成長発展が図られたことにつき産業競争力強化法第四十六条第二号の規定に基づく調査その他の方法により明らかにされた場合として財務省令で定める場合を除く。）には、当該五年経過特別勘定の金額は、当該末日を含む当該設定法人の事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第七項、第八項及び第十五項の規定は、適用しない。

第六十七条の三第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第六十七条の十五第一項中「。第一号」の下に「及び第七項」を加え、同条第七項中「第一項第一号ロ(1)に該当するものである」を「その投資口が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている」に、「同項第二号ト」を「第一項第二号ト」に改める。

第六十七条の十七第九項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二の二を次のように改める。

（認定株式分配に係る課税の特例）

第六十八条の二の二　産業競争力強化法第二十三条第一項の認定を令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた法人が行う法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配が認定株式分配（当該認定に係る産業競争力強化法第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画に従つてする同法第三十一条第一項に規定する特定剰余金配当をいう。）に該当する場合（この項の規定を適用しないものとした場合に当該認定株式分配が法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配に該当する場合を除く。）における同法その他の法令の規定の適用については、同条第十二号の十五の二中「の全部が移転する」とあるのは「が移転する」と、同条第十二号の十五の三中「完全子法人と現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配として政令で定めるもの（当該）」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の二の二第一項（認定株式分配に係る課税の特例）に規定する認定株式分配で当該認定株式分配の直後に現物分配法人が有する完全子法人の株式の数（出資にあつては、金額）の当該完全子法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十未満となることその他の政令で定める要件に該当するもの（当該完全子法人の」とする。